

居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算の取扱いについて

平成27年4月の介護報酬改定に伴い、平成27年後期（9月1日から2月末日）の判定期間に係る届出分（減算適用期間：平成28年4月1日から9月30日）より、新たな基準に基づく確認が必要となりました。

指定居宅介護支援事業者は、半年に1回の判定確認を必ず実施し、該当する場合は適切に報告及び減算適用を行ってください。

また、平成27年度より、特定事業所集中減算の適用有無変更に際しては「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」が必要になっていますのでご注意ください。

1. 特定事業所集中減算とは

介護保険は、誰にでも起こり得る老後の生活を社会的に支えるため、自助を基本としながら相互扶助によってまかなう利用者本位の制度として構築されました。サービスの提供は要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるほか、被保険者の選択に基づいて多様な事業者から総合的かつ効率的に提供することが求められています。（介護保険法第2条各項）

また、居宅介護支援とは、要介護者が指定居宅サービス等を適切に利用できるよう、要介護者の状態や置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案して居宅サービス計画を作成する（同法第8条第23項）と明記されていることから、『利用者の選択に基づくサービスの提供』が、法を根拠とした原則的なルールとして定められています。

特定事業所集中減算は、これら介護保険の原則に基づき、正当な理由なく同一の事業者によるサービス提供に偏っている場合に減算が適用されます。

減算適用の際のルールとして、いずれかのサービスにおいて基準を超えている場合、当該居宅介護支援事業所で給付管理する全件が減算の対象となる仕組みになっています。

2. 判定対象サービス

平成18年の減算制度導入以来、これまでは訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の3サービスが対象でしたが、平成27年後期（9月1日から2月末日）の判定期間に係る届出分より、判定対象サービスを居宅介護支援費に関わるサービス全般に拡張して実施されることとなりました。（※下線部が新たに判定対象となったサービス）

居宅サービス	地域密着型サービス
訪問介護	<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>
<u>訪問入浴介護</u>	<u>夜間対応型訪問介護</u>
<u>訪問看護</u>	<u>認知症対応型通所介護</u>
<u>訪問リハビリテーション</u>	<u>小規模多機能型居宅介護（短期利用のみ）※</u>
通所介護	<u>認知症対応型共同生活介護（短期利用のみ）※</u>
<u>通所リハビリテーション</u>	<u>地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用のみ）※</u>
<u>短期入所生活介護</u>	<u>看護小規模多機能型居宅介護（短期利用のみ）※</u>
<u>短期入所療養介護</u>	
<u>特定施設入居者生活介護（短期利用のみ）※</u>	
福祉用具貸与	

※予め利用期間を定めて行うものに限りに、当該減算の判定対象に含める。

3. 判定方法（※様式及び記入例は別紙参照）

指定居宅介護支援事業所ごとに、判定対象サービスを位置付けた居宅サービス計画件数をカウントし、上記2.の各サービス別において、それぞれ最も紹介件数が多かった法人を特定し、当該法人の事業所を位置付けた件数が占める割合を計算してください。

紹介率最高法人の占める割合が、いずれかのサービス一つでも80%を超えた場合、翌半期の全ての居宅介護支援費が減算となります。

注1 対象の居宅サービス計画は給付管理に至ったものに限りに、また、月遅れ請求は給付管理月でカウントします。

注2 同一法人の2つの訪問介護事業所を同月に位置付けた場合、いずれも同一法人ですので1件とカウントします。

注3 異なる法人の2つの訪問介護事業所を同月に位置付けた場合、それぞれの法人で1件ずつカウントします。

注4 紹介率最高法人は、各月の最高法人ではなく、判定期間中の全ての件数により最高法人を特定します。

4. 判定期間と減算適用期間

	判定期間	減算適用期間
前期	3月1日から8月末日	10月1日から3月31日
後期	9月1日から2月末日	4月1日から9月30日

全ての居宅介護支援事業者は、別途示す書類を作成して判定結果を保存する必要があり、自らの介護報酬請求が正当であることを示す根拠として、当該判定にかかる減算適用期間終了後から5年間の保存が必要です。

また、減算適用の有無に関わらず、正当理由適用前の件数で、いずれかのサービスが一つでも80%を超えている場合は、当該書類を判定期間満了後の翌15日までに、県へ提出する必要があります。

ただし、判定期間中の給付管理件数が月平均20件以下の小規模な事業所である場合か、80%を超過したサービスを位置付けて給付管理している件数が月平均10件以下の場合、80%を超えていないものと同等に取り扱うこととします。

5. 80%を超えるサービスがあった場合の提出書類について

所定の様式「特定事業所集中減算報告書」に必要事項を記入し、提出してください。

既に届出している「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」事項に変更が生じる場合は、こちらも併せてご提出ください。

なお、提出される際には事業所の控え一部を保管しておいてください。

原則として別に示す様式のみ提出を求めますが、下記6.の正当理由パターンV又はVIに該当し、算定控除されたい事例がある場合は、その内容が明記された記録資料の写し（議事録や支援経過等、事実を証明するもの）を添付してください。同一の内容によるものが複数件ある場合は2件目以降省略可能とし、内容が異なる場合はそれぞれ1件ずつ添付してください。

このほか、審査において必要があると認めた場合は、追加で資料の提出を依頼する場合がありますので、予めご了承ください。

6. 当該減算の主旨を踏まえた正当な理由の範囲について

介護報酬の解釈通知（老企第36号）に例示された正当な理由の範囲については、各都道府県知事（指定都市又は中核市の市長）が、諸般の事情を総合的に勘案して適正に判断することとされていることから、これに従って当県所管事業所に対して定める取扱は以下のとおりです。

居宅介護支援事業者におかれましては、介護保険法の原則並びに当該減算の主旨を鑑みて、より一層、適切なケアマネジメントの実施に努めていただきますようお願いいたします。

パターン	正当な理由として認められる内容	取扱
I	居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域において、対象サービスの事業所数が5事業所未満である。 ※届出上の実施地域と実態が乖離しないよう、適切に届出されていること。 ※判定期間中に、地域内の事業所数に増減があった場合、期間中で最も少ない事業所数を採用可。 ※みなし事業所については、届出を行う年度の介護サービス情報の公表計画において、報告対象となっている事業所の数で判断する。	80%超 容認
II	特別地域居宅介護支援加算を受けている居宅介護支援事業者である。	80%超 容認
III	判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である。	80%超 容認
IV	判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、各サービスを位置付けている計画件数が1月当たり平均10件以下である。	80%超 容認
V※	主治の医師等の指示により、当該医師等と密接な連携を確保する事業所を選定した場合。	対象件数 控除
VI※	その他、客観的な根拠に基づいて、当該事業所を選択せざるを得なかった正当な理由があると知事が認める場合。	対象件数 控除

※V、VIについては、理由に該当する事情が書類上で明確に記録されている場合に限り、当該サービスの件数から控除して算定することができるが、状態の変化に応じて適宜ケアプランの見直しが行われていること

7. 奈良県の取扱方針の考え方

指定居宅介護支援事業者はサービス事業所との関係に関わらず、介護保険の原則に基づき、利用者が自ら選択するために必要な、正しい知識や情報を提供することが求められます。

奈良県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（奈良県条例第71号）においても、「常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない（第4条第3項）」と定めていますので特にご留意願います。